

7 水産基盤整備事業

(1)水産基盤整備事業概要

平成13年6月、「漁港法」の一部が改正され、平成14年4月1日より新たに「漁港漁場整備法」が施行された。

これに伴い、漁港や漁場の整備については、総合的かつ計画的な整備を行うことを目的として、従来の「漁港整備 長期計画」、「沿岸漁場整備開発計画」から、「水産基盤整備事業」として再編・統合された。

○水産基盤事業採択基準及び負担区分等(抜粋)

①水産基盤整備事業

事業名	事業内容	主な採択要件	実施主体	国庫補助率	
水産物供給基盤整備事業	水産流通基盤整備事業	共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域において、当該事業が施行されている漁港と利用上密接に関連する漁場の施設の整備を行う事業	1.計画事業費が5億円超 2.漁港施設については、次の要件を満たすもの (1)1漁港当たり事業費が5億円超 (2)第1種及び第2種漁港にあつては、利用漁船数の実隻数が200隻程度以上若しくは属地陸揚量が5千トン程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの ※要件(事業費20億円超)に該当する場合は特定事業になる。	道、市町村(魚礁は漁協、漁連も可)	漁港1/2等 漁場1/2
	水産物供給基盤機能保全事業(水産基盤ストックマネジメント事業)	効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るため、漁港・漁場施設の老朽化を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定並びに機能保全計画に基づく漁港・漁場施設の保全工事を行う事業	第1種又は第2種漁港であつて a.利用漁船の実隻数が50隻程度以上 b.登録漁船隻数が50隻以上 c.陸揚金額が1億円程度以上 d.水産業の振興を図る上で、水産基盤施設の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの	道	漁港1/2等
	漁港施設機能強化事業	低気圧の大型化等自然条件変化による被害防止のため、漁港における高潮・波浪対策として、近年の気象データや観測値に基づく沖波や潮位に対応した防波堤や岸壁等の嵩上げ改良等漁港施設の機能強化に係る整備を行う事業	・計画事業費が1地区当たり5千万円以上20億円未満のもの ・高潮・波浪対策:近年の高潮、波高の増大等により、実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設及び現況の設計諸元が不足していることが要因となり、安全性に問題が生じている漁港 ・地震・津波対策:日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に係る地震防災対策強化または推進地域及び過去に津波被害を受けた地域等に立地する漁港	道	漁港1/2等
水産資源環境整備事業	水産環境整備事業	水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間の創出及び水域の環境保全対策として行う次の事業 (1)水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図るために漁場の施設を整備(新設、改良、補修) (2)効用の低下している漁場の生産力の回復を図るため、水産資源の生息上の環境改善を行う事業	1.計画事業費が3億円超 2.受益戸数が200戸以上 3.沖合の大規模な漁場の場合の要件 (1)計画事業費が10億円超 (2)基礎生産力の増大など大きな効果 (3)受益者1,000人以上又は受益者が広範 4.漁場施設ごとの要件 【魚礁】 ・共同漁業権区域内及び隣接区域:5,000空m以上 ・共同漁業権区域外:事業規模:30,000空m以上 【増殖場】 ・事業規模5千万円以上(市町村が実施主体の場合は、3千万円以上) 【養殖場】 ・計画事業規模が1億円以上 【水域環境保全】 ・計画事業費5千万円以上(市町村、漁協が実施主体の場合は、1千万円以上) ※要件(事業費20億円超)に該当する場合は特定事業になる。	道、市町村(水域環境保全は漁協、漁連も可)	漁場1/2
	水産生産基盤整備事業	水産資源の増大及び水産物の生産機能の強化を図るために行う生産基盤並びに水域の環境保全対策として次の事業 (1)共同漁業権の区域及び隣接する水域における漁場の施設の整備(新設、改良、補修)を行う事業 (2)効用の低下している漁場の生産力の回復を図るため、水産資源の生息場の環境改善を行う事業	1.計画事業費が3億円以上(漁港施設の整備を含む場合は、5億円超) 2.漁港施設と漁場施設を一体に整備する場合の要件 (1)第1種漁港、または水産流通基盤整備事業を実施しない第2種、第3種、第4種漁港で1漁港当たりの漁港施設に係る計画事業費が5億円を超えるもの (2)次のいずれかの要件を満たすもの ・利用漁船の実隻数が50隻程度以上 ・登録漁船隻数が50隻以上 ・陸揚金額が1億円程度以上 ・水産業の振興を図る上で特に必要と認められるもの 3.漁場施設ごとの要件 【魚礁】 ・共同漁業権区域内及び隣接区域:5,000空m以上 ・共同漁業権区域外:事業規模:30,000空m以上 【増殖場】 ・事業規模5千万円以上(市町村が実施主体の場合は、3千万円以上) 【養殖場】 ・計画事業規模が1億円以上 【水域環境保全】 ・計画事業費5千万円以上(市町村、漁協が実施主体の場合は、1千万円以上) ※要件(事業費20億円超)に該当する場合は特定事業になる	道、市町村(魚礁、水域環境保全は漁協、漁連も可)	漁場1/2

※上記事業制度は、平成24年度 現在である。

(2) 平成24年度事業実績(漁場関係)

① 地域水産物供給基盤整備事業

計画地区名	漁場名 (施設設置箇所)	対象生物	全体事業量 (計画数量)	工区別事業量 (施設内容)	事業費 (千円)	受益並びに管理委託先	備考
野付	床丹 (別海町床丹地先)	ホッキガイ	離岸堤 L=1,000m	離岸堤 L=200.5m	158,256	野付漁業協同組合	H23補正

② 水産環境整備事業

計画地区名	漁場名 (施設設置箇所)	対象生物	全体事業量 (計画数量)	工区別事業量 (施設内容)	事業費 (千円)	受益	備考
北海道太平洋東部地区	根室太平洋 (根室市花咲沖)	タラ・カレイ類・ ホッケ・ソイ・アイ ナメ・コマイ	魚礁 V=49,000空m ³	魚礁 V=5,073.05空m ³	104,307	落石・歯舞・根室・ 根室湾中部漁協	
	落石沖 (根室市落石沖)	タラ・カレイ類・ ホッケ・ソイ・アイ ナメ・コマイ	魚礁 V=49,000空m ³	魚礁 V=5,073.05空m ³	104,695	落石・歯舞・根室・ 根室湾中部漁協	
	花咲 (根室市花咲沖)	ヤナギダコ	産卵礁 A=12.0ha	産卵礁 A=3.15ha	66,497	落石・歯舞・根室・ 根室湾中部漁協	
	落石東 (根室市落石沖)	ミズダコ	産卵礁 A=24.0ha	産卵礁 A=3.30ha	63,137	落石・歯舞・根室・ 根室湾中部漁協	

(3) 平成24年度事業実績(漁港関係)

① 水産流通基盤整備事業

計画地区名	漁港名	整備内容	事業費 (千円)	備考
尾岱沼	尾岱沼	東防波堤、東護岸、-3.5m岸壁、-3.0m岸壁、-2.0m物揚場、 清浄海水導入施設、排水処理施設、用地	458,860	
標津	標津	-4.0m岸壁、-3.5m岸壁、-3.0m岸壁、-4.5m航路、取水施設	423,922	

② 水産物供給基盤機能保全事業(水産基盤ストックマネジメント事業)

計画地区名	漁港名	整備内容	事業費 (千円)	備考
昆布盛	昆布盛	-2.5m物揚場	16,615	
標津	標津	北防波堤	25,417	
薫別	薫別	東防波堤	60,868	
知円別	知円別	-3.0m岸壁	10,095	

③ 漁港施設機能強化事業

計画地区名	漁港名	整備内容	事業費 (千円)	備考
昆布盛	昆布盛	東防波堤	136,742	
床丹	床丹	北導流堤、南導流堤	123,281	

